

件名	第五回鎌倉市児童福祉審議会 議事録
日時	平成 26 年 12 月 26 日 (金) 15 時 30 分開会 16 時 15 分開会
場所	鎌倉市役所本庁舎 201 会議室
出席委員	小泉委員、富田委員、松原委員
欠席委員	大塚委員、山田委員
事務局出席者	松尾市長 (こどもみらい部) 進藤部長、福谷次長兼保育課長、平井次長兼こども相談課長 (発達支援室) 安田室長 (保育課) 寺山課長補佐、福長担当係長 (こどもみらい課) 廣川課長、正木担当係長、萩原職員、福士職員
傍聴者	無し
議事次第	1 答申 2 答申書の確認 3 報告書の確認

松原委員長	:	時間になりましたので、第五回児童福祉審議会を開始します。まず、市長に答申書の提出を行いたいと思います。
		(市長入室)
廣川課長	:	それでは、松原委員長から、答申書の提出をお願いします。
		(答申書の提出)
廣川課長	:	続いて、松尾市長から御挨拶をお願いします。
松尾市長	:	この度は、貴重な時間を頂戴し、鎌倉市の児童福祉行政について審議いただき、ありがとうございました。今回は、東日本大震災後の津波予測や市民意識の変化を踏まえて、鎌倉市立保育園民営化計画の変更についてと、材木座保育園と稲瀬川保育園の統合保育園の建設により各地域に1園の拠点園が整備されることを機会として捉え、拠点園の新たな役割について審議をいただきました。本市も厳しい財政状況ではありますが、子育て支援のための施策全体を充実させることが、次世代を担う子ども達の育成にも繋がっていくと認識しています。本日、頂戴した答申書の内容も基にしながら、引き続き、市民の皆様や子育て支援活動を行っている団体など、多くの方々のお力も借りし、各種施策を考えてまいります。あらためまして、1年間に渡ります御尽力に感謝を申し上げますとともに、今後も引き続き御指導御鞭撻をいただきますことをお願い申し上げ、御礼の御挨拶に変えたいと思います。この度は、ありがとうございました。
廣川課長	:	ありがとうございました。それでは、ここからの進行は委員長にお願いいたします。
松原委員長	:	それでは、まずは提出した答申書と報告書の内容について、説明をします。 答申書の内容からです。今回は鎌倉市立保育園民営化計画の変更と、拠点園のありかたについて審議をしました。答申書の中では、5 ページ目にある「5 審議会

	<p>の結論」の部分が重要だと思しますので、ここを説明します。まず、民営化計画の変更についてです。「ア 安全な環境の保育」では、保育園では、子どもの育ちと安全な環境の確保が最優先であるということをお知らせし、材木座保育園の立地や津波の予測などを踏まえると、現在の場所での民営化は中止するべきであるという結論としました。「イ 財政面の配慮」では、民営化の中止は市の財政負担の増大につながることから、それに対する配慮が必要であるとしました。「ウ 統合保育園」では、新しく保育所を建設するにあたって留意すべきことや期待することを記載しました。次に、拠点園のあり方についてです。「ア 保育内容」では、拠点園という位置付けである以上、障害児保育や家庭的保育の支援のほか、採算の面から民間では実施している園が少ない事業に取り組むべきだということをお知らせしました。「イ 拠点園の新たな役割」では、鎌倉市の保育の質を向上させるための手段として、拠点園を研修の場とするということをお知らせしています。「ウ 地域のつながり」では、子育て支援を必要とする家庭が多くいることから、地域との連携をより緊密にしていく必要性をお知らせしています。最後に、「6 終わりに」では、今後も様々な状況を適切に捉えて、拠点園のあり方などを柔軟に考えて欲しいということで、答申書のまとめとしました。</p> <p>続いて、答申書とともにお渡しをした報告書についてです。これは事務局から意見を聞きたいということで議事に追加したもので、諮問事項ではないことから、報告書という形式にしています。具体的には、子ども・子育て支援新制度の開始に向けて、社会福祉法人以外の設置主体による保育所も新規に設置していきたいというお話があり、審議会として意見を申し上げました。実際にNPO法人が運営する保育所を認可化する動きもあるようなので、参考にさせていただければと思います。それでは、各委員から一言ずつ、ご発言いただければと思います。</p>
富田委員	： 材木座保育園と稲瀬川保育園は耐震改修をしたばかりでもったいない面もありますが、2園とも海岸まで非常に近く、津波の影響を考えると、やむをえない結論だと思います。但し、90人の保育園と90人の保育園を統合して180人と非常に大きな保育園にすることの例はないと思うので、運営については良く検討をしていただきたいと思います。
小泉委員	： 保育園統合の話や地域の人たちとの関係など、非常に勉強になりました。地域の人たちとしっかり連携をとり、公立保育所に課せられる拠点園としての責任ある機能を持てるような、新たな保育園を建設してください。
松原委員長	： 民営化の中止は、子どもたちの安全のためにはやむをえません。また、その他にこの答申に盛り込まれた内容が新たに実現されれば、全国に発信することができると思います。それから、審議会の内容とは直接には関係がありませんが、新しく安全な保育園ができます。一方、子どもたちだけが残されても困りますので、地域全体の減災についても取り組んでいただきたいと思います。
廣川課長	： それでは、市長はここで退出をさせていただきます。
	(市長退室)

松原委員長	:	それでは、答申は終了しましたが、次第に沿って進めていきたいと思います。事務局からお願いいたします。
正木係長	:	本日、お配りした資料は、鎌倉市児童福祉審議会答申書と鎌倉市児童福祉審議会報告書になります。委員の皆様には、事前に内容を確認いただいた上で市長への答申を行いました。審議会としてあらためて前回からの変更点などを説明させていただきます。
松原委員長	:	引き続きお願いします。
正木係長	:	答申書については、平成26年11月18日に開催した第四回児童福祉審議会を踏まえて、修正を行ったものが最終版となりますので、その修正内容を報告します。具体的には、2点の修正を行いました。1点目が「5 審議会の結論 (1) 鎌倉市立保育園民営化計画の変更 ア 安全な環境での保育」と、2点目が「5 審議会の結論 (1) 鎌倉市立保育園民営化計画の変更 イ 財政面への配慮」です。当初、保育園を運営するにあたっては、入所している園児、保護者、そこで働く職員の安全が最優先となります、という表現としていましたが、保育に当たっては、子どもの育ちが最優先であり、そのためには安全安心な環境が必要である、という御意見をいただいたことから修正をしたものです。修正点に関しては、資料2として、新旧対照表をお配りしていますので、確認をお願いします。答申書については以上となります。
松原委員長	:	この点については、一人一人の子どもの育ちが最も大切であるという小泉先生の御指摘が反映されていると思います。それでは、続いてお願いします。
寺山補佐	:	<p>それでは、続いて報告書について説明をします。前回、平成27年度からの新制度の開始を見据えて、保育需要が充足されていない地域については、社会福祉法人以外のものによる保育所設置を認めていきたいという考えをお示しし、御意見をいただいたことから、報告書という形でまとめています。</p> <p>1ページ「1 はじめに」では、諮問事項ではないものの、新制度の開始に向けて認可保育所の設置主体の考え方について意見を聞きたいとの意向があったことから、審議会において審議を行い、報告書を作成することになったという経緯を記載しました。次に「2 認可保育所の設置主体」では、前回、事務局から報告させていただいた内容として、鎌倉市における設置主体の考え方、子ども・子育て支援新制度における設置主体の考え方、全国と神奈川県認可保育所の設置主体の状況の3点を記載しました。最後に、資料4ページ「3 審議会の意見」として、皆様からいただいた意見を、鎌倉市としての方向性と留意点という観点でまとめています。審議会の意見のうち、まず、(1) 鎌倉市としての方向性についてです。鎌倉市立保育園の民営化については、以前の審議会における結論を尊重しており、今回は、新たに認可保育所を設置する場合に関する審議だということに記載しました。次に、鎌倉市立保育園の民営化を審議した児童福祉審議会、株式会社などが参入した際の問題点について、様々な議論がなされたという経緯の御発言があったことを記載しました。続いて、設置主体を問わず、保育所の運営をするにあたって重要</p>

	<p>なことは、子ども達、保護者と保育士が地域の人とどのように繋がっていくか、どのように子どもの成長を保障していくかという姿勢であり、例えば、株式会社だからといって悪い保育所ばかりではない、という意見が示されたことを記載しました。また、新制度の考え方や、県内の状況などを踏まえると、鎌倉市としても門戸を広げるという方向性は必要だという意見が示されたことを記載しました。(2) 留意点です。1点目が財政的な援助です。建設工事費が急騰している中、経営基盤が強くない設置主体でも基準に合致した建物が建設できるように財政的な援助が必要であるという御意見を記載しました。2点目がチェック体制です。社会福祉法人とその他の法人の場合の監査体制の違いの御指摘があり、平等性に欠けるのではないかという御意見や、監査体制が違うからこそ、運営が始まった後のチェック体制が重要であるという御意見を記載しました。その中で、例えば、利用者側の苦情や不満を行政が受け止めて、それに基づいて調査できるようなシステムを新制度の利用者支援事業の一つとして実施するという方法もあるという具体例が出されましたので、そのことを記載しました。3点目に、企業内保育所についての御意見です。利用者の視点から見たときに、企業内保育所の整備が進むと良いのではないかという御意見と、それに関し、たとえば横浜国立大学で敷地の一部に認可保育所を誘致したように、企業自らが保育所を整備するという発想からの転換も必要だという御意見もあったことを記載しました。報告書の内容については以上となります。</p>
松原委員長	<p>： 今までの御意見については記載がされていると思います。もし追加で議事録に残したいことがあればお願いします。</p>
富田委員	<p>： 西御門、浄明寺、二階堂方面には幼稚園や保育園が無く、例えば、鎌倉市でも学校などの敷地の一部を活用するなどして、保育園が整備されれば良いと思います。材木座保育園も由比ガ浜に移ってしまうとますます不便になるので、そういった色々なことも考えていただければと思います。</p>
松原委員長	<p>： ニーズとしてはどうですか。</p>
進藤部長	<p>： 子どもが多いエリアではないのですが、ハイランドも含めて、奥が深いので、鎌倉駅に向かうお子さんはそれなりにおられると思います。幼稚園がハイランドの中に1つあるのですが、今のところ、認定こども園に移行する予定はありません。欲しいエリアではありますが、立地的にも旧市街ということで、音の問題も含めて難しいなと感じています。</p>
松原委員長	<p>： それでは、これで審議会は一旦、閉じることになりましたが、どうでしょうか。</p>
富田委員	<p>： 任期的には2年だと思いますので、報告書の内容などをもう少し詰めるというような方法もあるかもしれません。</p>
松原委員長	<p>： 新園の着工の時期はいつ頃でしょうか。</p>
廣川課長	<p>： 現在、設計事業者を決める一般競争入札の開札が行われたところですが、低入札となりましたので、所定の手続きが行われているところです。この手続きが終わり次第、設計が始まっていくこととなります。設計を進めながら、まずは、文化財の発掘調査を行う必要がありますが、その時期としては、夏ぐらいから半年程度はか</p>

		かると考えており、建設工事の着工はその後となります。現地の作業という意味では、解体工事が始まっているところです。
松原委員長	:	審議会として答申どおりに進捗しているかというところは確認していきたいですね。我々の任期は切れるかもしれませんが、180人定員の統合保育園がどのように運営されるのかということや、拠点園の役割が機能しているのかといったことなど、児童福祉審議会に対する報告を検討いただければと思います。それでは事務局にお返しいたします。
廣川課長	:	それでは、最後に進藤部長から御挨拶をさせていただきます。
進藤部長	:	前年度末のお忙しい時期にお声を掛けさせていただき、お引き受けいただいたことにまず感謝を申し上げます。ありがとうございました。審議をいただく中で、鎌倉地域における拠点園のあり方があらためてクローズアップされましたし、東日本大震災以降の防災対策では、子どもたち、また委員長から御指摘のあった保護者の皆様との連携も非常に大事だということがあらためて確認できたことは、非常に大きなことだと思います。後の状況の確認については、もし審議会としてできなかった場合でも、お声を掛けさせていただくこともあるかもしれませんし、また何かの機会にはお声を掛けることもあると思いますので、引き続き、御指導御協力をお願いいたします。長い間、ありがとうございました。
廣川課長		それでは、これで児童福祉審議会を終了します。

以上